

津市森林整備協議会条例をここに公布する。

平成18年3月24日

津市長 松田直久

津市条例第275号

津市森林整備協議会条例

(設置)

第1条 林業の振興に資するとともに、森林の有する公益的機能を効果的に発揮させるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、津市森林整備協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 林業振興に係る事業の円滑な推進に関すること。
- (2) 森林整備計画の策定に関すること。
- (3) その他林業振興及び森林保全事業に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員13人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 森林組合の代表者
- (3) 林業関係者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、農林水産部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(平成18年3月24日 掲示済)

津市通学区域審議会条例をここに公布する。

平成18年3月24日

津市長 松田直久

津市条例第276号

津市通学区域審議会条例

(設置)

第1条 津市立の小学校及び中学校の通学区域の適正を期するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、津市通学区域審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、津市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じ、津市立の小学校及び中学校に就学する児童及び生徒の通学区域の設定又は改廃に関する事項を調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 小学校長及び中学校長
- (3) 小学校及び中学校のPTA役員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができな

い。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資料提出の要求等)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(平成18年3月24日 掲示済)

津市生涯学習スポーツ審議会条例をここに公布する。

平成18年3月24日

津市長 松田直久

津市条例第277号

津市生涯学習スポーツ審議会条例

(設置)

第1条 本市における生涯学習及びスポーツの振興に関する施策の円滑かつ効率的な推進を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、津市生涯学習スポーツ審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）又は市長の諮問に応じ、生涯学習及びスポーツの振興に資するための施策の総合的な推進に関する事項を調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項について、教育委員会又は市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が市長の意見を聴いて委嘱する。

(1) 識見を有する者

(2) 関係行政機関の職員

(3) その他教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(分科会)

第7条 審議会に、次の各号に掲げる分科会を置くものとし、これらの分科会の調査審議事項は、それぞれ当該各号に定める事項とする。

(1) 公民館分科会 生涯学習の振興に資するための施策の総合的な推進に関する事項

(2) スポーツ分科会 スポーツの振興に資するための施策の総合的な推進に関する事項

2 前項各号に掲げる分科会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 前2条及び次条の規定は、分科会の運営について準用する。

4 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(意見の聴取等)

第8条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、関係者等に対し、会議に出席を求めてその意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会及び分科会の運営に関し必要な事項は、審議会に係るものについては審議会の会長が審議会に諮って、分科会に係るものについては分科会長が分科会に諮ってそれぞれ定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 18 年 3 月 24 日 掲 示 済)

津市青少年問題協議会条例をここに公布する。

平成 18 年 3 月 24 日

津市長 松 田 直 久

津市条例第 278 号

津市青少年問題協議会条例

(設置)

第 1 条 地方青少年問題協議会法（昭和 28 年法律第 83 号）第 1 条の規定に基づき、津市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(定数及び任期)

第 2 条 協議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、20 人以内とする。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 3 条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 協議会に副会長 1 人を置き、委員の互選により定める。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 5 条 協議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(平成18年3月24日 掲示済)

津市図書館協議会条例をここに公布する。

平成18年3月24日

津市長 松田直久

津市条例第279号

津市図書館協議会条例

(設置)

第1条 図書館法（昭和25年法律第118号）第14条の規定に基づき、津市図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(定数及び任期)

第2条 協議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、10人以内とする。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(平成18年3月24日 掲示済)

津市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例をここに公布する。

平成18年3月24日

津市長 松田直久

津市条例第280号

津市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

(目的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条及び第183条において準用する第31条の規定に基づき、津市国民保護対策本部（以下「国民保護対策本部」という。）及び津市緊急対処事態対策本部（以下「緊急対処事態対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、国民保護対策本部の事務を総括する。

2 国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、国民保護対策本部の事務を整理する。

3 国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。

4 国民保護対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、本市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議（以下この条において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき、国の職員その他本市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部等)

第4条 本部長は、必要があると認めるときは、国民保護対策本部に部

(室を含む。以下同じ。)及び班並びに支部を置くことができる。

- 2 部及び班並びに支部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長(室長を含む。以下同じ。)を、班に班長を、支部に支部長を置き、それぞれ本部長の指名する本部員をもって充てる。
- 4 部長は部の事務を、班長は班の事務を、支部長は支部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第5条 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

- 2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第6条 前各条に定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

(準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(平成18年3月24日 掲示済)

津市国民保護協議会条例をここに公布する。

平成18年3月24日

津市長 松田直久

津市条例第281号

津市国民保護協議会条例

(目的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定に基づき、津市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員及び専門委員)

第2条 協議会の委員の定数は、40人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第5条 協議会に幹事若干人を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第6条 協議会は、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(平成18年3月24日 揭示済)

津市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

平成18年3月24日

津市長 松 田 直 久

津市条例第282号

津市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例

津市支所及び出張所設置条例（平成18年津市条例第12号）
の一部を次のように改正する。

第2条の表中「津市安濃町川西1310番地」を「津市安濃町
東観音寺483番地」に改める。

附 則

この条例は、平成18年5月8日から施行する。

（平成18年3月24日 掲示済）

津市手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月24日

津市長 松田直久

津市条例第283号

津市手数料徴収条例の一部を改正する条例

津市手数料徴収条例（平成18年津市条例第73号）の一部を次のように改正する。

別表第12貯蔵所の設置の許可の項サ中「航空機」の次に「若しくは船舶」を加える。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（平成18年3月24日 掲示済）

津市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月24日

津市長 松田直久

津市条例第284号

津市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第92号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中

津市立成コミュニティセンター	津市久居野村町874番地8	を に
津市立成コミュニティセンター	津市久居野村町874番地8	
津市芸濃コミュニティセンター	津市芸濃町椋本6141番地1	

改める。

第6条中「及び別表第2」を「から別表第3まで」に改める。

別表第2を別表第3とし、別表第1の次に次の1表を加える。

別表第 2 (第 6 条関係)

津市芸濃コミュニティセンターの施設の使用料

単位 円

使用区分		使用料
大会議室	午前 9 時から正午まで	2,000
	午後 1 時から午後 5 時まで	2,300
	午後 6 時から午後 10 時まで	2,300
	午前 9 時から午後 5 時まで	4,300
	午後 1 時から午後 10 時まで	4,600
	午前 9 時から午後 10 時まで	5,300
中会議室 1 中会議室 2 中会議室 3 中会議室 4	午前 9 時から正午まで	800
	午後 1 時から午後 5 時まで	900
	午後 6 時から午後 10 時まで	900
	午前 9 時から午後 5 時まで	1,700
	午後 1 時から午後 10 時まで	1,800
	午前 9 時から午後 10 時まで	2,100
中会議室 1 及び 中会議室 2 中会議室 3 及び 中会議室 4	午前 9 時から正午まで	1,500
	午後 1 時から午後 5 時まで	1,700
	午後 6 時から午後 10 時まで	1,700
	午前 9 時から午後 5 時まで	3,200
	午後 1 時から午後 10 時まで	3,400
	午前 9 時から午後 10 時まで	4,000
小会議室 1 小会議室 2	午前 9 時から正午まで	800
	午後 1 時から午後 5 時まで	900
	午後 6 時から午後 10 時まで	900
	午前 9 時から午後 5 時まで	1,700
	午後 1 時から午後 10 時まで	1,800
	午前 9 時から午後 10 時まで	2,100
[備考] 冷暖房時の使用料については、当該使用料の 10 分の 3 の額を加算する。		

附 則

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 津市芸濃コミュニティセンターを使用するために必要な許可の手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(平成18年3月24日 掲示済)

津市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月24日

津市長 松田直久

津市条例第285号

津市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
津市保育所の設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第118号）の一部を次のように改正する。

別表津市野村保育園の項中「100人」を「120人」に改める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（平成18年3月24日 掲示済）